

日本拳法昇段審議会規約規程綴

一般財団法人日本拳法全国連盟

平成28年3月 刷

(一財)日本拳法全国連盟 昇段審議会規約

(名称)

第1条 本会は一般財団法人日本拳法全国連盟(以下「全国連盟」という)の組織として昇段審議会(以下「本審議会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本審議会の事務局を全国連盟本部内に置く。

(事業)

第3条 本審議会は次の事業を行う。

- (1) 会員の段位認定及び免許状発行申請事務に関すること。
- (2) 全国連盟昇段審査規程の作成に関すること。
- (3) 決議事項は全国連盟理事会の承認を受けるものとする。

(役員)

第4条 本審議会役員は次の者をもって構成し、全国連盟会長が委嘱する。

- (1) 日本拳法会、中部日本本部、日本拳法連盟(以下「三本部」という)はそれぞれの昇段審議会から3～5名の本審議会委員を選任し、合計9～15名の委員構成とする。
- (2) 本審議会委員の中から議長1名、副議長3名を選出する。
- (3) 副議長は三本部から各1名選出する。

(任期)

第5条 任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第6条 本審議会は原則年2回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は、本審議会の議を経て全国連盟理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規約は平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日制定、同施行。平成21年6月6日改定、同施行。「日本拳法全国連盟昇段級審議委員会規程」は平成28年3月31日廃止する。

(一財)日本拳法全国連盟 昇段審査規程

(段位資格)

第1条 (1) 段位資格は、全国連盟会員で満15歳以上とする。

(審査の種類)

第2条 昇段の審査は、一般審査と書類審査とする。審査の細則については三本部の内規に基づき審査する。

[一般審査]

- (1) 一般審査は原則年4回実施する。但し、回数については三本部で決める。
- (2) 一般審査は全国連盟で定められた防具を着用し試合を行うものとする。
- (3) 昇段の審査科目は、次のとおりとする。但し、一部について省略することができる。
 - ① 防具試合
 - ② 形
 - ③ 空乱撃または想乱撃
 - ④ 技量
 - ⑤ 筆記試験

[書類審査]

- (1) 書類審査は三本部の昇段審議会において実施するものとする。
- (2) 過去の拳歴にその貢献度などを勘案し推薦書も含め書類により審査するものとする。
- (3) 書類は所属団体代表者と本審議会委員の推挙を得て審査されるものとする。
- (4) 年1回とする。

(合格基準)

第3条 (1) 一般審査の合格基準については三本部の定めるところとする。
(2) 遠隔地及び女子の昇段審査は別に定める。

(年齢制限)

第4条 各段別に次の年齢制限を置く。

初段	15歳以上	弐段	16歳以上
参段	18歳以上	四段	20歳以上
五段	24歳以上	六段	30歳以上
七段	40歳以上	八段	50歳以上

(年数制限)

第5条 各段別に次の年数制限を置く。

[一般審査]

初段	一級合格後3ヵ月以上
弐段	初段合格後6ヵ月以上
参段	弐段合格後1年以上
四段	参段合格後1年以上
五段	四段合格後2年以上
六段	五段合格後3年以上
七段	六段合格後10年以上
八段	七段合格後10年以上
九段	別に定める
十段	別に定める

[書類審査]

初段	一級合格後2年以上
弐段	初段合格後3年以上
参段	弐段合格後4年以上
四段	参段合格後5年以上
五段	四段合格後6年以上
六段	五段合格後9年以上
七段	六段合格後10年以上
八段	七段合格後10年以上
九段	別に定める
十段	別に定める

(贈与段)

第6条 日本拳法発展のために特別の功労があった者に対して贈与する。段位については三本部の長より推挙され本審議会にて検討の上全国連盟会長の承認を得て与えるものとする。

(允許状の申請)

第7条 全国連盟で定められた允許状発行申請書により申請する。

(允許料)

第8条 別に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、本審議会の議を経て全国連盟理事会の承認を得るものとする。

(会員の管理)

第10条 昇段合格者の管理は三本部及び本事務局で管理する。

附則

本規程は平成28年4月1日から施行する。

別表

一般財団法人 日本拳法全国連盟

允 許 料

段 位	金 額
初段	10,000円
貳段	20,000円
参段	30,000円
四段	40,000円
五段	50,000円
六段	60,000円
七段	100,000円
八段	150,000円
九段	別に定める
十段	別に定める

(允許料の改定)

允許料の改定は、本審議会の議を経て全国連盟理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本允許料は平成28年4月1日から施行する。
- 2 旧允許料は平成28年3月31日廃止する。